

公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市が発注する第五次浦添市総合計画策定支援業務委託（以下「本事業」という。）の受託者の特定を、公募した者の中からプロポーザル方式（以下「公募型プロポーザル方式」という。）により選定するにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において公募型プロポーザル方式とは、本事業の受託者を選定する場合において、事業者の参加意欲を反映し、技術適正を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格や仕様等を公示し、事業者から提案書等の提出及びその内容に沿ったプレゼンテーションを求め、提案内容の審査及び評価を行うことにより、本事業の目的達成にもっとも適した受託者を特定する手続きをいう。

(予算)

第3条 本事業の見積限度額は、6,000,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

(選定委員会)

第4条 市長は、公募型プロポーザル方式による受託者の特定を行うため、提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に選定するための選定委員会を設置するものとし、別紙「選定委員会設置要領」のとおりとする。

(プロポーザル参加希望者の公募)

第5条 市長は、公募型プロポーザルを実施しようとするときは、公募内容等を、公示その他の方法により周知するものとする。本事業の仕様、募集要領については、別紙「第五次浦添市総合計画策定支援業務委託仕様書」、「公募型プロポーザル実施要綱」のとおりとする。

(プロポーザル参加希望者の要件)

第6条 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす法人等とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) プロポーザル参加申込書提出の日から本事業にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。

- (5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
- (7) 別紙「第五次浦添市総合計画策定支援業務委託仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (8) 過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。（様式第4号で確認）
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする
 - ア 共同企業体は2社以上で構成されていること。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で契約若しくは協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は、幹事企業を選定し、原則としてこの幹事企業を共同企業体の代表者として浦添市と契約の締結を行える又は共同企業体の構成員全てが当事者となる契約の締結が行えること。

（プロポーザルへの参加申請）

第7条 公募型プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、参加意思表明書（様式第1号）、プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第2号）及び別に定める書類（当該公表において指定された場合に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出期限の設定に当たっては、公示を開始する日から起算して概ね29日とする。

（参加申込書の提案資格の確認等）

第8条 前条の規定に基づき参加申込書を提出した者については、第6条の規定に基づく当該契約にかかる提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 参加申込書のうち、提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

（参加資格確認の通知）

第9条 参加申込書に対し、平成31年5月27日までに、参加資格の確認の結果を参加審査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として参加資格を認められなかった参加申込書に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の参加審査結果通知書により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加申込書は、その理由についての説明を求めるものとする。

（質問への回答）

第10条 提案書等作成及び仕様に関する質問については、市ホームページ上で公開する。

なお質問の回答は、別紙「第五次浦添市総合計画策定支援業務委託仕様書」、「公募型プロポーザル実施要綱」の追加又は修正とみなす。

(企画提案書等の提出要請及びプレゼンテーションへの出席依頼)

第11条 第9条の規定により提案資格を満たす者であると認められた者に対し、参加審査結果通知書（様式第8号）の中で、企画提案書等の提出要請及びプレゼンテーションへの出席を依頼する。

(選定委員会による評価)

第12条 前条の規定により提出された企画提案書等については、第4条による選定委員会において評価し、その評価観点については別紙「募集要領の評価項目・基準」のとおりとする。

(受託候補者の特定)

第13条 選定委員会における評価の結果、選定委員会から当該業務の内容にもっとも適した事業者として報告を受けた者を優先交渉権者とする。また、次点の者を次点交渉権者として特定するものとする。

特定後、浦添市は、提案の内容をもとに、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整った後、契約予定者として随意契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は、次点交渉権者を優先交渉権者として特定し、改めて浦添市と交渉することとする。

2 審査の結果については、審査結果通知書（様式第9号）にて全員に通知し、順位及び理由については付さないものとする。

3 特定されなかった場合において、異議申し立て並びに問い合わせには一切応じることはできない。

(企画提案書の作成)

第14条 企画提案書の作成については、別紙「企画提案書作成要領」のとおりとする。

(日程)

第15条 本公募型プロポーザルの日程は以下のとおりとする。

(1) 日程及び期間

ア 募集要領等の交付期間

平成31年4月25日（木）から平成31年5月23日（木）まで

イ 質問受付期間

平成31年4月25日（木）から平成31年5月13日（月）まで

ウ 質問回答日

平成31年5月15日（水）

エ 参加意思表明書提出期限

平成31年5月16日（木）午後5時（必着）
オ プロポーザル参加申込書、企画提案書提出期限
平成31年5月23日（木）午後5時（必着）
カ 参加資格確認結果通知
平成31年5月24日（金）～平成31年5月27日（月）
キ プレゼンテーション
平成31年5月29日（水）
ク 審査結果通知
平成31年6月3日（月）

（提出書類の取り扱い）

第16条 提出書類の取り扱いについては次のとおりとする。

- （1）提出書類について、提出期限後の追加及び変更は認めない。
- （2）企画提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- （3）提出された書類は、返却しない。
- （4）提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

（問い合わせ先）

第17条 提出先及び問い合わせ先は以下のとおりとする。

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所 企画部 企画課 担当 宮城
電話（代表） 098-876-1234（内線2512）

（企画提案資格の喪失等）

第18条 当該委託について企画提案資格を有することについての確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る企画提案を行うことができないもとし、既に提出された企画提案書は無効とする。

- （1）企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした者。
- （3）選定委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者

（特定結果の公表）

第19条 受託候補者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

（委任）

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企画部長が定める。

付則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月25日から施行する。